

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊相浦駐屯地  
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5S6C1MS05700		5SRM1AL0255 0001					
品名 または 件名							
相浦駐屯地外周樹木伐採役務（2）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊 相浦駐屯地				相浦駐屯地業務隊管理科営繕班			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
事務所 天野事務官（内線2383）				令和8年3月31日（火）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和8年2月13日（金）10時00分 会計隊 事務室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のC等級以上の資格を有する者

エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

### (2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdw/wae>) ・相浦駐屯地・大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

### (3) 落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

### (4) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

#### (5)入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

#### (6)入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

#### (7)契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊長とする。

#### (8)その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
- ウ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年2月13日（金）09時30分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- エ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- オ 資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
- カ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- キ 第7項（8）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- ク 市価調査書については、令和8年2月12日（木）1200分までにFAX又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
- ケ 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- コ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- サ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としなない可能性があります。

#### (9)問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大瀨町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地  
TEL 0956-47-2166  
FAX 0956-34-1177  
メールアドレス 363fin\_wafin\_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項 : 第363会計隊契約班 齊藤 内線2887  
仕様書の配布場所 : 第363会計隊契約班  
仕様書に関する事項 : 搬入場所参照

# 相浦駐屯地外周樹木伐採役務 (2)

件名	相浦駐屯地外周樹木伐採役務 (2)			図面番号	1/4
図名	表紙		縮尺	—	
	業務隊長	管理科長	工事企画係	担当者	
業務隊長	業務隊長	業務主任	施設管理係	担当者	
	田	名	田	田	
陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊				令和8年1月30日	

# 仕 様 書

- 1 件 名 相浦駐屯地外周樹木伐採業務 (2)
- 2 場 所 長崎県佐世保市大湯町678 陸上自衛隊 相浦駐屯地
- 3 概 要 樹木伐採、伐採した樹木の運搬、場外処分

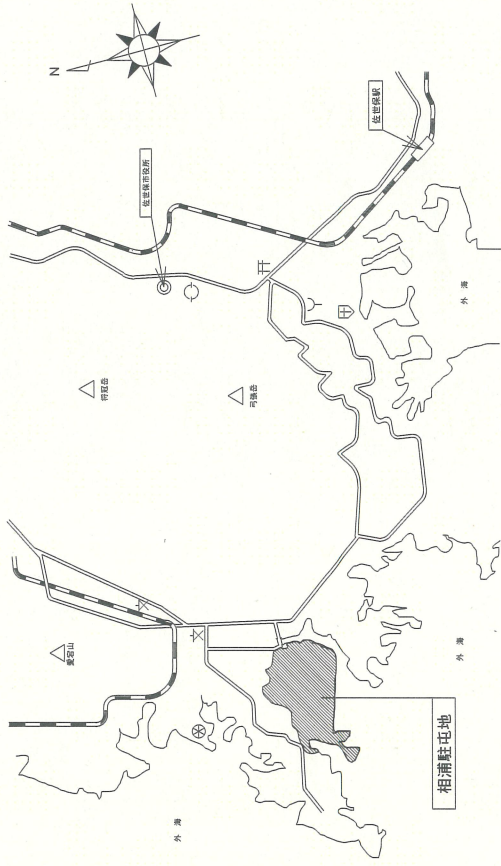
## 4 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係諸法令を遵守する。
- (2) 本業務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本業務に際し、仕様書に記載なき事項で取扱いし及び技術的に当然実施すべき事項については、受注者の責任において実施するものとする。
- (4) 本業務の写真は、着手前・完了後、主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、役務後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。役務完了後、A4判工事写真帳に整理して1部監督官に提出するものとする。
- (5) 作業は他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- (6) 本業務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- (7) 本業務に必要な電力及び給水等は旨給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。
- (8) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (9) 作業時間は原則として0815～1700までとし、土日、祝日は含まないものとする。ただし作業の都合上または部隊運営上作業時間延長等が必要とする場合は官制と事前に協議し許可を受けるものとする。

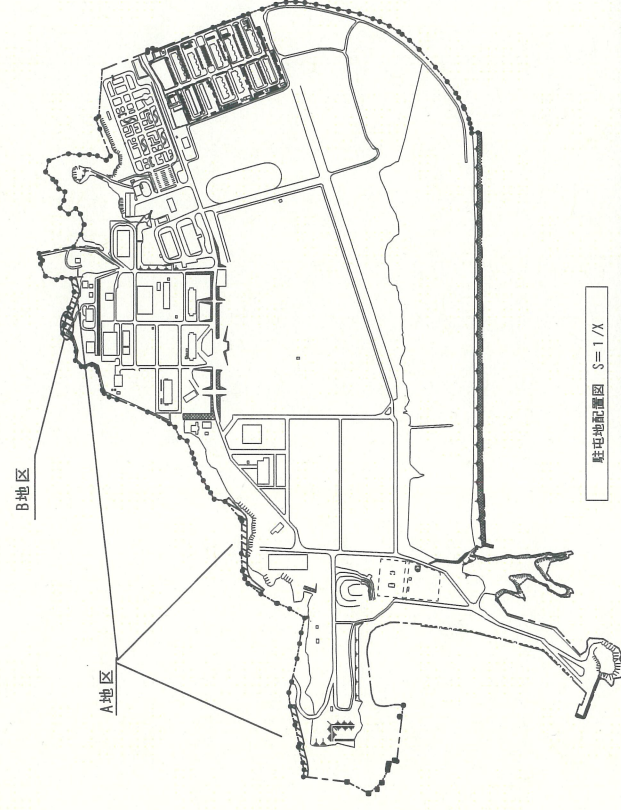
## 5 特記事項

地区番号	樹種	予定数量	備考
A地区	雑木	約500本	
B地区	カイヅカイブキ	4本	伐採した樹木の運搬、場外処分

- (2) A地区の伐採においては外柵から駐屯地側へ5mの範囲を全ての樹木を伐採する。また外柵から3mの範囲の上空に枝が存在する樹木については外柵より5mの範囲外の樹木であっても伐採及び剪定するものとする。
- (3) 本業務については指定された範囲内の樹木以外の低木、灌木、竹等についても全て伐採する。
- (4) 本業務の伐採は樹木を作業可能な限り地表近傍まで切ることをいう。
- (5) 本業務に伴う伐採した樹木は、図面番号(4/4)により指定した範囲は請負業者負担により関係諸法規に基づき場外搬出し処分することとする。
- (6) 指定した範囲外の伐採した樹木は、作業可能な限り整頓し残置する。駐屯地の外柵から2m内には残置しないこととする。残置する伐採した樹木については外柵から3～5m内に残置する場合はGL=1mまでの積み上げとする。
- (7) 作業の際は、敷地外に木屑(枝・幹)が飛散しないように留意し、飛散した場合は請負業者で収集する。
- (8) 敷地外からの作業を実施する場合、請負業者は確実に道路使用許可申請をすること。また作業に伴い敷地外の電柱等に損傷を与えないように留意し、必要であれば、請負業者負担で送電線のカバー等の設置依頼をするものとする。
- (9) 敷地内の警備網及び送電線は取り外し不可能な為、作業の際に破損させないよう留意するものとする。
- (10) 万が一、破損させた場合は受注者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- (11) 作業において必要な重機等を搬入する場合、施設等を損傷させる可能性がある場合は請負業者で養生等をして搬入することとする。
- (12) 本業務において樹木の伐採及び剪定、木屑の残置において作業範囲外の樹木が支障となる場合には、支障木の伐採及び剪定を可能とする。



駐屯地案内図 S=1/1x



駐屯地配置図 S=1/1x

件名	相浦駐屯地外周樹木伐採業務(2)	図面番号	2/4
図名	仕様書	縮尺	—
	陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊		令和8年1月30日

# 伐採のイメージ



## A地区



外柵から駐屯地側へ5 mの範囲を伐採

境界杭写真



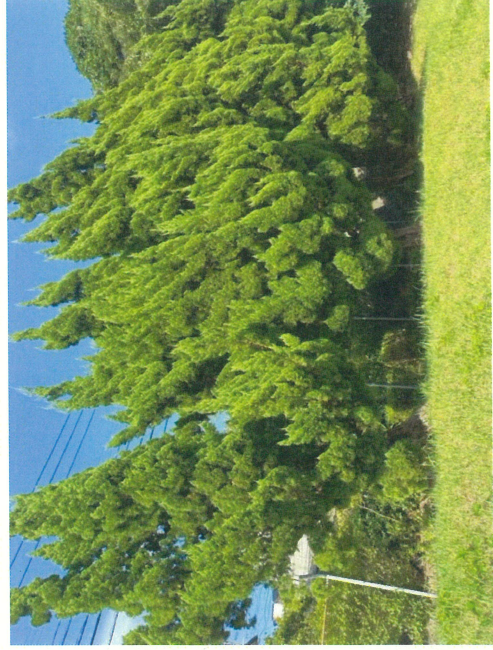
樹種	本数	樹高	直径
雑木	約500本	≒3～12 m	≒10～45 cm

※A地区においては傾斜地や通路の舗装がされており、また外柵に設置されている警備線や送電線を損傷させないよう作業すること。

- (1) A地区の樹木の伐採範囲については、境界杭66～73、境界杭35～37、境界杭84～89の範囲の外柵（長さ合計約380 m）から駐屯地側へ5 m以内の樹木及び低木、灌木、竹について伐採するものとする。また外柵から駐屯地側へ5 mの範囲外の樹木でも外柵から駐屯地側へ3 mの範囲の上空に枝や幹が存在している場合は剪定するものとする。
- (2) A地区については可能な限り整頓し伐採した樹木を残置するものとする。  
また外柵から2 mの範囲内には伐採した樹木を残置しないものとし、また外柵から3～5 mの範囲に伐採した樹木を残置する場合は積み上げはGL = 1 m未満とする。

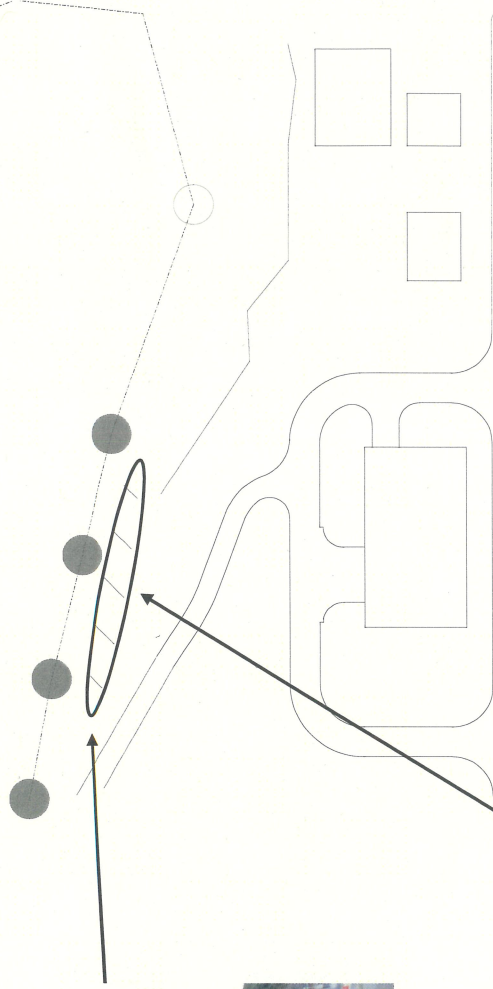
件名	相浦駐屯地外周樹木伐採役務(2)	図面番号	3/4
図名	A地区樹木配置図	縮尺	—
	陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊		令和8年1月30日

伐採箇所写真



カイヅカイブキ  
4本

B地区



樹種	樹高	直径	数量
カイヅカイブキ	≒7m	≒50cm	4本

(1) B地区内で伐採した樹木については運搬し場外処分する。

件名	相浦駐屯地外周樹木伐採業務(2)	図面番号	4/4
図名	B地区樹木配置図	縮尺	—
陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊		令和8年1月30日	